

答 申 書

第 1 松山市文書法制審議会の結論

松山市長が，令和 5 年 1 1 月 1 0 日付け 5 松（廃）第 6 9 2 号で行った保有個人情報の一部を開示する決定は，妥当である。

第 2 審査請求の経緯

1 本件開示請求

審査請求人は，令和 5 年 1 0 月 3 1 日，松山市長（以下「処分庁」という。）に対し，個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 7 号。以下「法」という。）第 7 7 条第 1 項の規定に基づき，審査請求人を本人とする保有個人情報の開示請求（以下「本件開示請求」という。）をした（乙第 1 号証）。

2 本件処分

処分庁は，令和 5 年 1 1 月 1 0 日，審査請求人に対し，法第 8 2 条第 1 項の規定に基づき，本件開示請求に係る保有個人情報の一部を開示する決定をし，通知した（乙第 2 号証）。

3 本件審査請求

審査請求人は，令和 5 年 1 1 月 1 5 日，審査庁（松山市長）に対し，行政不服審査法（平成 2 6 年法律第 8 6 号）第 2 条に基づき，本件処分を不服として審査請求をした。

4 松山市文書法制審議会への諮問

審査庁は，令和 6 年 1 月 3 1 日，本件審査請求を法第 1 0 5 条第 3 項において準用する同条第 1 項の規定に基づき当文書法制審議会に諮問し，当個人情報保護分科会は，松山市文書法制審議会条例（平成 2 8 年条例第 7 号）第 6 条第 1 項第 2 号の定めるところにより本件審査請求を調査審議することとした。

第3 本件開示請求に係る保有個人情報の特定

処分庁は、本件開示請求に係る保有個人情報を、令和〇年〇月〇日、通報を受けて審査請求人宅を訪問、調査した際の受理番号〇〇〇現場臨場（通報受理）報告書、地図、現場写真及び受理場号〇〇〇－〇〇通報受理書（以下これらを「本件報告書等」という。）を保有していたことから、本件開示請求に係る保有個人情報を、本件報告書等に特定した。

第4 本件処分の内容

処分庁は、本件報告書等のうち、開示請求者以外の個人の氏名、住所及び電話番号並びに現場臨場（通報受理）報告書中の通報状況欄及び通報受理書中の通報等状況欄に記載された部分（以下これらを「本件不開示部分」という。）を不開示とする決定を行った。

第5 本件処分の理由

処分庁は、本件不開示部分が法第78条第1項第2号本文の不開示情報（一般に「第三者の個人情報」と称され、個人の権利利益保護のため法の規定に従いこの情報を不開示とすることの妥当性は明らかである。）に該当するため不開示とする決定を行った。

第6 審査請求人の主張の要旨

審査請求書によれば、審査請求人の主張は次のとおりである。

(1) 審査請求の趣旨

本件処分の取消し及び保有個人情報の黒塗り部分（不開示部分）の開示を求める。

(2) 審査請求の理由

ア 報告書によると一方的に審査請求人に非がある様な記述が散見される。

イ 事実誤認と解釈に矛盾があるので通報者、通報内容等を確認したい。

第7 処分庁の主張の要旨

弁明書(1)によれば、処分庁の主張は次のとおりである。

(1) 弁明の趣旨

本件審査請求を棄却する、との裁決を求める。

(2) 弁明の理由

本件不開示部分は、特定の個人を識別することができる情報であるから法第78条第1項第2号本文の規定に該当する。

第8 審議の経過

当審議会の処理経過は、次の表のとおりである。

年月日	経過
令和6年1月31日	諮問書の受理
令和6年3月6日	第1回審議
令和6年3月26日	第2回審議

第9 当審議会の判断

1 法の基本的な考え方

法は、デジタル社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大していることに鑑み、個人情報の適正な取扱いに関し、基本理念及び政府による基本方針の作成その他の個人情報の保護に関する施策の基本となる事項を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにし、個人情報を取り扱う事業者及び行政機関等についてこれらの特性に応じて順守すべき義務等を定めるとともに、個人情報保護委員会を設置することにより、行政機関等の事務及び事業の適正かつ円滑な運営を図り、並びに個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的としている（第1条）

2 本件処分の内容

本件処分は、処分庁が、本件不開示部分を法第78条第1項第2号本

文に該当することを理由に開示しない決定をしたものである。

3 本件審査請求の争点

前記第6の審査請求人の主張及び第7の処分庁の主張によれば、本件審査請求の争点は次のとおりである。

本件不開示部分を法第78条第1項第2号本文（いわゆる「第三者の個人情報」）に該当するとして不開示とした決定は妥当か。

4 争点についての判断

(1) 法第78条第1項第2号本文の該当性

ア 法第78条第1項第2号本文の定め

法第78条第1項第2号本文は、開示請求者以外の個人に関する情報で、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものを不開示情報と規定している。

これは、開示請求の対象となる保有個人情報に係る本人以外の個人（第三者）に関する情報が含まれている場合に、第三者に関する情報を本人に開示することにより当該第三者の権利利益が損なわれるおそれがあるとして不開示とするものであり、具体的には、氏名、生年月日、その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人であると識別することができる情報であるされている（個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド（行政機関等向け）204・205頁）。

イ 該当性の判断

(ア) 処分庁は、本件不開示部分を、開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報であるから法第78条第1項第2号本文に該当すると主張する。

(イ) そこで、本件不開示部分が開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報に該当するかどうかを判断するため、当審議会で実際に本件不開示部分を検分したところ、記載内容は、開示請求者以外の個人の氏名、住所及び電話番号並びに具体的な通報状況の内容であり、いずれも開示請求者以外の特定の個人を識

別することができる情報であることが認められた。

(ウ) よって、本件不開示部分は、法第78条第1項第2号本文の「開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報」に該当すると認められる。

5 結論

以上のことから、当審議会は、本件開示請求に係る保有個人情報の一部を不開示とした本件処分は妥当であると判断する。

よって、第1 松山市文書法制審議会の結論のとおり答申する。

令和6年3月26日

松山市文書法制審議会個人情報保護分科会

委員 桐木 陽子

同 河野 康之

同 牧本 公明